

令和3年第4回定例会

(第5日)

令和3年12月17日

令和3年第4回平川市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程（第5号）令和3年12月17日（金）

- 第1 議案第124号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第131号 平川市白岩森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第132号 平川市志賀坊森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第133号 平川市営駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第136号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第137号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第9号）案
議案第146号 令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第2号）案
請願第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書
- 第2 議案第128号 平川市林野条例の一部を改正する条例案
議案第129号 平川市県営土地改良事業分担金徴収条例案
議案第130号 市道路線の認定について
議案第143号 令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第3号）案
議案第144号 令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第145号 令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案
請願第1号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
意見要望第7号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）
- 第3 議案第125号 平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第126号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第127号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第134号 平川市自然の森の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第135号 平川市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第138号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第139号 令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第140号 令和3年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第141号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案
議案第142号 令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案

案

第3-1 議員提出議案第4号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について

第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について
閉会中における議会改革特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中畑 一二美
4番 石田 隆 芳
5番 工藤 貴 弘
6番 工藤 秀 一
7番 福士 稔
8番 長内 秀 樹
9番 佐藤 保
10番 山田 忠 利
11番 大澤 敏 彦
12番 原田 淳
13番 桑田 公 憲
14番 齋藤 剛
15番 工藤 竹 雄
16番 齋藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇

企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
尾上総合支所長	工 藤 敢 司
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	三 上 裕 樹
平川診療所事務局長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
次 長 補 佐	小田桐 功 幸
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は音の出ないような操作をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常に、マスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した8件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（工藤貴弘議員） おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案審査のため、12月8日、第4会議室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には廣瀬陽史君を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、指定管理者の指定等4件、補正予算案2件、請願1件、計8件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第124号平川市税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正に係る周知方法について質問があり、税務課長より、ホームページや確定申告に係る書類にて周知する旨の答弁がございました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号平川市白岩森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号平川市志賀坊森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号平川市営駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理の期間について質問があり、総務部長より、指定管理者である商工会が3年以内に健康センターへ移動予定であることなどを考慮し期間を定

めた旨の答弁がございました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号令和3年度平川市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、新本庁舎LAN環境構築事業の開始時期について質問があり、管財課長より、世界的な半導体不足等により機器の調達に遅れが生じている状況を踏まえ、議会後速やかに実施する旨の答弁がございました。

また、委員より、学習支援ソフトの使用料について質問があり、学校教育課長より、当該ソフトを選定するに当たって、オンライン授業を見据えたものでより効果的なものを選出した旨の答弁がございました。

また、委員より、ひらかわ得トク商品券のプレミアム率の検討過程について質問があり、商工観光課長より、過去の販売実績等を参考に制度設計を行った旨の答弁がございました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書を議題といたしました。

当案件は、特に意見もなく、挙手採決の結果、挙手少数で不採択と決定されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和3年12月17日、総務企画常任委員会委員長、工藤貴弘。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

初めに、議案第136号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

この議案は、6番、工藤秀一議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、工藤秀一議員の退場を求めます。

（工藤秀一議員退場）

○議長（桑田公憲議員） 会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

議案第136号平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

6番、工藤秀一議員の入場を求めます。

(工藤秀一議員入場)

○議長(桑田公憲議員) 失礼しました。議案第136号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、総務企画常任委員会に付託した、議案第136号及び請願第2号を除く6件を一括議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した、議案第136号及び請願第2号を除く6件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書に関する請願書を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、葛西勇人議員の発言を許しま

す。

討論は自席でお願いします。

○1番（葛西勇人議員） 請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書につきまして、関係機関に対する意見書の提出を賛成の立場から討論いたします。

もし、平川市民が身に覚えのない罪に問われ、服役させられたとしたらどうなるのであろう。ましてや、命まで奪われる結果となったとしたらどうなるのであろう。そのことを考えただけでも、恐ろしさでいっぱいになることは言うまでもありません。

その市民を救済しようとしたら、何年、時には何十年もの莫大な時間と労力を費やさなければならないことは過去の再審無罪事件、すなわち、冤罪事件を見ても明らかです。ましてや、身に覚えのない罪に問われた市民は、いわれのない刑罰を受けるだけでなく、自分の人格と異なる犯罪者の烙印を押され、それを一生背負っていかなければならないわけであります。

だからこそ、冤罪の疑いが生じた場合には、その人の人格と安らかな人生を救済するために、できる限り早く裁判のやり直しが必要になることは言うまでもありません。

確かに、現行法のまま運用において、再審無罪事件が発生しないのであれば、問題はありません。

しかし、残念ながら再審無罪事件が後を絶たないのが現状なのであります。おとといの東奥日報にも、今から40年前の1980年に東京・田園調布の資産家に対する殺人の罪などで、懲役20年の判決が確定し服役した方が、無実の罪を訴えて東京地方裁判所に3度目の再審請求を申し立てた記事が掲載されておりました。

したがって、法改正も何もせずに運用に任せることは大変危険であり、一刻も早く再審のルールをつくる法改正が必要になるわけであります。

今から約30年前の大学生時代に、「国家権力を制限し、国民の基本的人権を最大限保障しなければならない」という日本国憲法の基本理念を学んだ私にとって、この再審制度の整備は当時からの関心事であり、逆に言えば、そのときから再審制度が不備のままとなっていることは国の怠慢であり、再審手続を早急に整備するよう国に働きかけることは当然のことと考えます。これ以上無実の罪を背負う人をつくってはなりません。

現在、全国で50以上の市町村議会が、この再審法改正を求める意見書を採択しており、周辺自治体においては弘前市議会が不採択ではありましたが、藤崎町、大鰐町では採択をしております。すなわち、この意見書の提出は、党派や会派を超えて、議員一人一人が考えて決断をしなければならない事案であると私は考えます。

以上のことから、これ以上冤罪の犠牲者を増やさないためにも、平川市議会として、国に対して早急に再審制度の整備を要望することに、賛成をするものであります。

議員各位の良識を信じ、賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 通告による討論は終了いたしました。

次に、原案に反対の発言を許します。

討論ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 請願第2号について申し上げます。刑事訴訟法第351条、「検

察官又は被告人は、上訴をすることができる。」としております。この国家の三権の1つ、司法権は法律を適用し、当事者間の具体的な争訟を解決する機能を有するものであります。このことから、今申し上げたとおり関係者は上訴することができるんだという項目であります。

そしてまた第405条には、「上告の申立をすることができる。」とそういう項目もございます。さらには第428条に、「抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。」と。さらには第433条には、「法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第405条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。」と、そういうふうに刑事訴訟法に明記されております。

さらにこの再審の問題であります。「再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。」と、ここに項目いっぱいございますので、時間の関係で省略いたしますけれども、第439条には、「再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。」と。これでは「検察官、有罪の言渡を受けた者、有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人」というようなほかにもございます。

こうした規定の中で、お互いに関係する方々の意見を聞くと、総意を聞くということでございますので、私はこれに基づいて日本の統治国家、統治権の部分というものを重視することが大事ではないのかな、そういうふうに思います。確かに直すべきところもあるでしょう。しかし、今この法律を尊重するのが私は大きな役割でないだろうか。そういう意味での立場で意見を申し上げました。以上です。

○議長（桑田公憲議員） 次に原案に賛成の発言を許します。

討論ありませんか。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書に対して賛成をします。

請願第2号の請願項目である、「1. 検察官が保管する証拠の全面開示を義務づけること」「2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立を認めないこと」は間違った裁判をやり直すため、再審のルールをつくるためには今不可欠、急務である。冤罪犠牲者を出さないためにも請願採択は相当と判断し、賛成をするものです。以上です。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書を採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第2号を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は、不採択と決定されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した8件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(石田隆芳議員) 改めまして、おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案審査のため、12月8日、第1委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には稲葉佑太を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、補正予算案3件、その他案件1件、請願1件、意見要望1件の計8件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第128号平川市林野条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、この条例改正に関連し実施される、砂防堰堤設置に係る事業の住民説明会の実施について質問があり、経済部長より、事業着手前に実施したと県より報告を受けている旨の答弁がありました。

また、当該事業の工期に関する質問があり、経済部長より、一部については来年度で終了予定であるが、全体の工期については、県の計画が確定していないため、現時点では不明である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号平川市県営土地改良事業分担金徴収条例案を議題といたしました。当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号市道路線の認定についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算(第3号)案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号令和3年度平川市水道事業会計補正予算(第2号)案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号令和3年度平川市下水道事業会計補正予算(第2号)案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願を議題といたしました。

これに対し委員より、令和3年9月議会において、同様の趣旨の意見書を提出してい

ることから、今回は提出不要と考える旨の意見がありました。

挙手採決の結果、全会一致で不採択と決定されました。

次に、意見要望第7号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）を議題といたしました。

当案件は特に意見もなく、挙手採決の結果、全会一致で本案を採択すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和3年12月17日、建設経済常任委員会委員長、石田隆芳。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託した8件のうち、請願第1号及び意見要望第7号を除く6件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した請願第1号及び意見要望第7号を除く6件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について賛成をします。

建設経済常任委員会に付託をされた請願第1号は、委員長報告では不採択でした。常任委員会の中での意見は、内容は多少異なれど趣旨は同じであることから再度提出する必要はないという意見があり、不採択となっています。

令和3年9月24日提出の市議会の米価下落対策に関わる意見書提出は、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、菅義偉内閣総理大臣、麻生太郎財務大臣、野上浩太郎農林水産大臣、三村申吾青森県知事宛てに出されたものであります。その後11月新内閣が発足し、衆議院議長は細田氏に、内閣総理大臣は岸田文雄氏に、財務大臣は鈴木俊一氏に、農林水産大臣は金子氏に替わっています。出された請願第1号は平川市議会の総意と合致することから、新たに関係行政機関に提出することが必要だと考えています。

よって、請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願は採択相当と判断をし賛成をいたします。

○議長（桑田公憲議員） 次に原案に反対の発言を許します。

討論ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願であります。この請願の中に一般質問でもちょっと触れておりますいわゆるミニマムアクセス米のこと、3項目に入ってございました。これは国対国の国策である。それを破るといことは国の失態である、損失であるという1つの大きな問題であります。

そしてその当時は、いわゆる現内閣総理大臣が外務大臣をされたときに決まったわけではないだろうけれども、そういう米のアクセス米の件は話されているのかと推測もされるわけであります。このミニマムっていうのは最低量の数量である。そういう決め方でなされている。このことから請願提出されても総理大臣が果たして許可するだろうか。国と国との約束を破るのか。そういった疑問もあり、この3項目の「輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。」という請願であります。これについて意見を添えて申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願を採決します。委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第1号を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立少数です。

よって、請願第1号は、不採択と決定されました。

次に、意見要望第7号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

意見要望第7号西十和田トンネル(仮称)の早期建設を求める意見書の提出について(依頼)を採決します。

この採決は、起立により採決します。

委員長報告は、採択すべきであります。

意見要望第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(桑田公憲議員) 起立総員です。

よって、意見要望第7号は、採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した10件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(原田 淳議員) 教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月3日の本会議において付託された議案等審査のため、12月8日、第3委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中嶋秀一を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案3件、指定管理者の指定等2件、補正予算案5件、計10件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第125号平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正内容の詳細について質問があり、健康福祉部長より、改正の経緯や内容について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、出産育児一時金や産科医療補償制度内容の詳細や市での対象者の把握について質問があり、市民生活部長より、制度内容の詳細等について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号平川市自然の森の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号平川市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、補正内容の詳細について質問があり、市民生活部長より、人件費の増額や前年度交付金の精算といった補正内容の詳細について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の概要について質問があり、高齢介護課長より、2つの交付金の概要として高齢者の自立支援や重度化防止等について市町村の取組を国の定めた指標により評価し、配分される交付金である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号令和3年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、補正内容の詳細について質問があり、市民生活部長より、前年度繰越金及び保険料の調整といった補正内容の詳細について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、給食センター維持管理業務の内容や債務負担行為を設定する理由等について質問があり、教育委員会事務局長より、維持管理業務には電気保安管理業務と廃棄物処理業務の2つがあり、債務負担行為を設定することで、年度初めの業務の契約準備行為を早期に進められることから、適正な入札に付することができる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。
令和3年12月17日、教育民生常任委員会委員長、原田 淳。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。
会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
委員会の顛末については、タブレット等を御参照願います。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。
討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。
これより、教育民生常任委員会に付託した議案10件について、一括採決します。
委員長報告は、いずれも原案可決です。
委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。
よって、ただいまの10件については委員長報告のとおり可決されました。
先ほど、意見要望第7号が採択となったことから、議案の追加提出がございましたので、書記に配付させます。
(追加提出議案配付)

○議長(桑田公憲議員) ただいま配付しましたとおり、建設経済常任委員会委員長より議員提出議案が提出されました。
お諮りします。
議員提出議案第4号西十和田トンネル(仮称)の早期建設を求める意見書の提出については、会議規則第21条の規定により、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第4号は日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第3の1、議員提出議案第4号を議題とし、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議します。

この案件は、先ほど本会議において採択された意見要望第7号に関するものです。

提出者より、提案理由の説明を求めます。
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長（石田隆芳議員） 議員提出議案第4号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

国道454号は、青森県大鰐町から青森県平川市小国地区に至り、さらに、国道102号との重複区間である青森県平川市温湯地区、秋田県小坂町滝ノ沢地区を経て青森県八戸市に至る大部分が山岳地域の一般国道です。

この区間は、東北縦貫自動車道弘前線と八戸線の連絡道の役割を担っているほか、国際的観光地である十和田・八幡平圏域への観光ルートとして、重要な役割を担っております。

しかしながら、この路線は特別豪雪地帯に位置しており、特に青森県平川市温川地区から秋田県小坂町滝ノ沢地区までの区間は、毎年4か月あまり冬期閉鎖され、物流や観光などの面でのマイナス要因となっており、本区間のトンネル整備は周辺自治体及び住民の切実な願いとなっております。

以上のことから、青森県、秋田県両知事に、トンネル建設が早期に実現するよう強く要望するため、意見書を提出したいと思っております。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。議員提出議案第4号についての提案理由とします。

令和3年12月17日、建設経済常任委員会委員長、石田隆芳。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今、青森県平川市温湯という読み方をされたかと思うんですけども温川でないですか。そこのところちょっと。

○建設経済常任委員会委員長（石田隆芳議員） 温湯と言ったようですので、温川と訂正させていただきます。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議員提出議案第4号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について、採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数

字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第4、閉会中における議会運営委員会、常任委員会、議会広報特別委員会及び議会改革特別委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長より、委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報特別委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和3年第4回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時00分 閉議及び閉会